雇用・労働・移民法ニュース

皆様に随時移民法、ビザ情報をアップデートしております。

抽選永住権プログラム再開予定

2025 年 12 月以降停止されていた抽選永住権（Diversity Visa）プログラムの再開を求める訴訟が続く中、裁判所の命令に基づき、同プログラムの登録受付は 2026 年 11 月に開始される予定となっています。



抽選永住権プログラムは、1990 年の移民法によって創設された制度で、米国への移民者数が歴史的に少ない国の出身者に対して、毎年一定数の移民ビザ取得の機会を提供することを目的としています。

しかしながら、抽選に当選したとしても、自動的に移民ビザが発給されるわけではありません。当選はあくまでビザ申請資格を得るための第一段階であり、その後、申請者は米国国務省が定める各種要件を満たしていることを証明しなければなりません。

まず、主要申請者は、高卒相当の学歴あるいは一定水準の職務経験を満たすことが条件です。さらに、重大な犯罪歴、移民法違反歴、虚偽申告歴が無いことが証明する必要があります。これらの要件を満たしていない場合、たとえ抽選に当選していたとしても、ビザ発給が拒否される可能性があります。

通常、DV プログラムの応募登録期間は、当選者が移民ビザを受け取る会計年度が始まる前に設けられます。2025 年 11 月に米国国務省は 2027 年度の抽選永住権の登録開始を延期すると発表し、登録期間については準備が整い次第公表すると説明していました。

ところが、2027 会計年度が開始された 2026 年 10 月 1 日時点でも、抽選永住権の登録受付は実施されませんでした。このため、本来毎年実施されるべき抽選永住権プログラムが予定どおり運営されない可能性が浮上し、最終的には訴訟へと発展しました。

米カリフォルニア州連邦地方裁判所は、米国務省に対し、2027 年度の抽選永住権の登録受付を 2026 年 11 月 1 日午前 0 時（米東部時間）までに開始し、30 日間実施することを命じる仮差止命令を発令しました。

また、2026 年 10 月 29 日午前 0 時（米東部時間）までに国務省ウェブサイト上で事前告知を行い、登録開始日・終了日および応募資格などの詳細を掲載すること。さらに、抽選永住権登録期間終了後、2026 年 12 月 3 日午前 0 時（米東部時間）までに当選者へ通知を行うことを命じました。

当選者の移民ビザ申請については、年間割当数に達するまで、または 2027 年 9 月 20 日のいずれか早い時点まで、通常の手続きに従って適時処理することも求めています。

2026 年 10 月 19 日、政権側はこの判決に対して控訴を申し立てました。併せて、控訴審理が続く間、下級裁判所の命令の効力を停止するよう執行停止（stay）を求めました。しかし裁判所は、政府側の要請を直ちには認めず、命令の効力を停止しませんでした。

2026 年 10 月 22 日、政府の控訴に続き、米国連邦議会においては、セルフ下院議員が抽選永住権プログラムを恒久的に廃止しようとする法案を提出しました。

しかし、現時点ではこの法案は単なる立法提案の段階にあり、まだ議会で可決されておらず、法律として成立していません。

法案提出だけで抽選永住権プログラムが消滅するものではないため、法案が実際に成立するまでは、現行法および裁判所命令は引き続き有効となります。したがって、この法案が提出された後も、国務省には 2027 年度の抽選永住権プログラムを実施する法的義務があります。

その結果、政権側がその義務に異議を唱えながら争いを続ける中でも、2027 年度の抽選永住権の登録開始手続きは進行することとなりました。このように、政権側の控訴と裁判所命令が並行して進む中で、今後の政府の動きや上級裁判所の法的判断を見守りながら、判決に応じて対応する必要があります。



執筆：大蔵昌枝弁護士
Pierson Ferdinand LLP 法律事務所
＊ Copyright reserved. 著作権所有
260 Peachtree Street NW, Suite 2200
Atlanta, GA 30303
DIRECT:　678-720-3608
E-Mail: masae.okura@pierferd.com
Web: https://pierferd.com/

本ニュース記事に関する注意事項（DISCLAIMER）

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではなく、一般的情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できるだけ正確なものにする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻繁に変更するものであるため、実際の法律問題の処理に当っては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の意見を求めて下さい。Taylor English Duma 法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任も負うことは出来ませんのであらかじめご承知おき下さい。